



契約者 ご契約者様

被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

設計書

プラン (家族をささえる保険Keep[特定疾病保険料払込免除特則適用])

保険種類	保険期間	払込期間	年金月額・保険金額	保険料
解約払戻金抑制型収入保障保険(2010)《5年》【主契約】 特定疾病保険料払込免除特則適用	15年	15年	年金月額 10万円	1,570円
年金月額上乘特約1	—	—	付加しない	—
年金月額上乘特約2	—	—	付加しない	—
年金月額上乘特約3	—	—	付加しない	—
災害割増特約	—	—	付加しない	—
傷害特約	—	—	付加しない	—
リビング・ニーズ特約	—	—	付加する	0円
指定代理請求特約	—	—	付加する	0円
合計保険料	口座振替・クレカ(月払)			1,570円

参考保険料

半年払 9,320円 ・ 年払 18,440円

※上記保険種類欄の《 》内は、主契約の年金の支払保証期間を表示しています。

この商品に関する注意事項

- 年金・保険金・給付金のお支払い等についての詳細は「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。
- 主契約の「収入保障年金」と「高度障害年金」、災害割増特約の「災害死亡保険金」と「災害高度障害保険金」は重複してお支払いしません。
- 傷害特約の「災害死亡保険金」は、同一の不慮の事故において「障害給付金」をお支払いしている場合(請求を含む)には、その金額を差し引いてお支払いします。
- 主契約・特約とも保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- 特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

【支払保証期間について】

保険期間満了日(年金支払期間の満了年齢となった日以降に到来する年単位の契約応当日の前日)までとなります。死亡されたときまたは高度障害状態に該当されたときから保険期間満了日までの期間が「支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「支払保証期間」中は年金をお支払いします。



契約者 ご契約者様

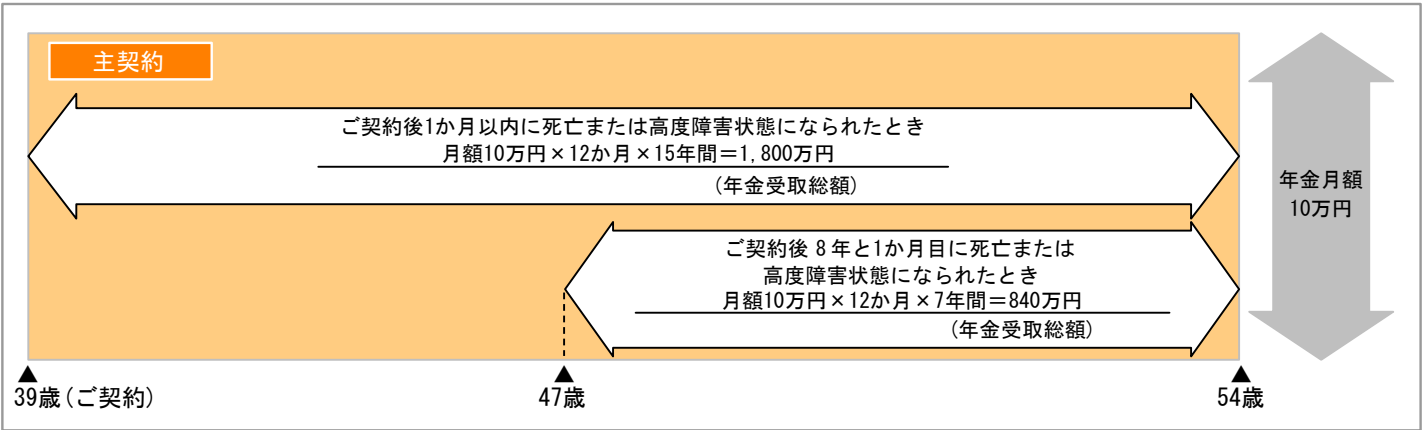
被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

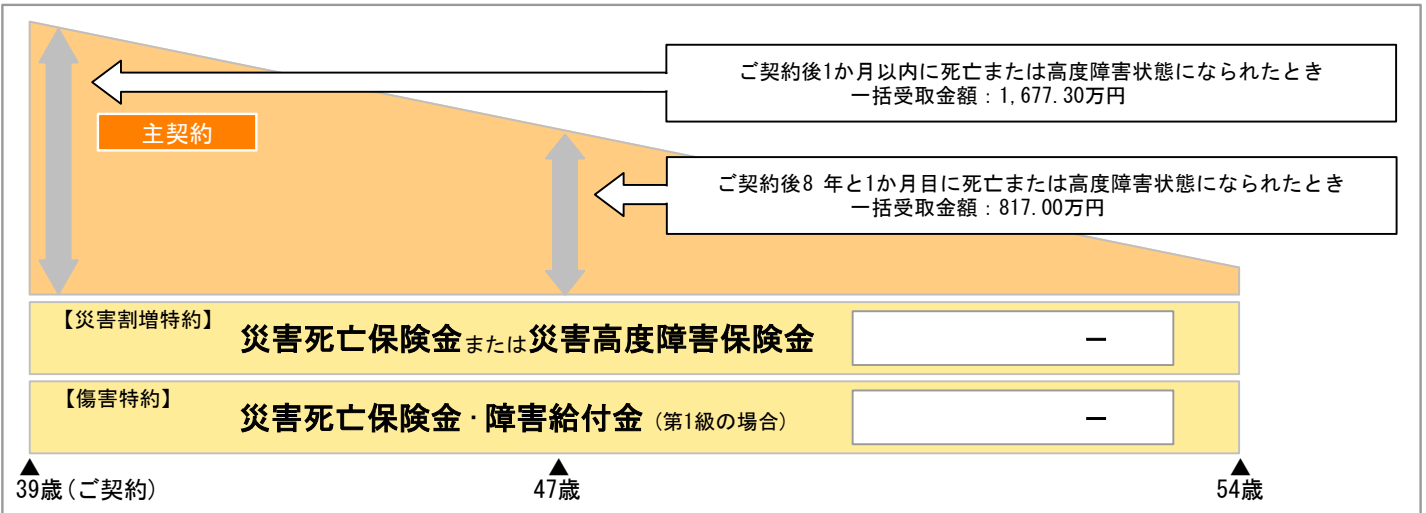
設計書

仕組図 (家族をささえる保険Keep[特定疾病保険料払込免除特則適用])

<年金受取の場合> 災害割増特約：付加されていません。
傷害特約：付加されていません。
年金月額上乘特約：付加されていません。



<一括受取の場合> 年金月額上乘特約：付加されていません。





契約者 ご契約者様

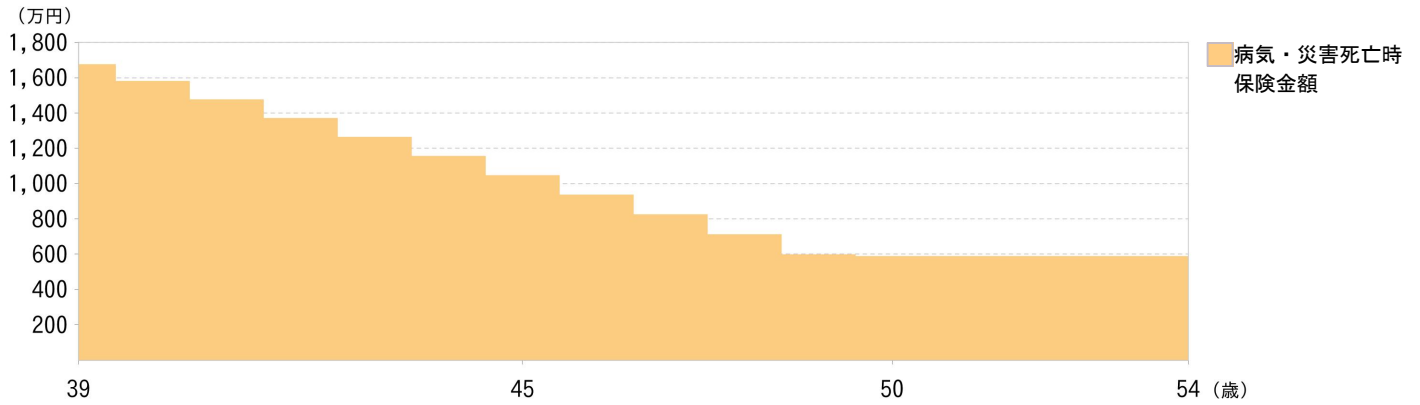
被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

設計書

死亡保障のグラフ

● 一括受取の場合





契約者 ご契約者様

被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

設計書

保障内容 (家族をささえる保険Keep[特定疾病保険料払込免除特則適用])

支払事由		年金月額・保険金額・給付金額	
死亡	【主契約】 死亡されたとき	収入保障年金 月額	10万円
	【年金月額上乘特約1】 特約保険期間中に死亡されたとき	特約収入保障年金1	—
	【年金月額上乘特約2】 特約保険期間中に死亡されたとき	特約収入保障年金2	—
	【年金月額上乘特約3】 特約保険期間中に死亡されたとき	特約収入保障年金3	—
高度障害	【主契約】 病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害年金 月額	10万円
	【年金月額上乘特約1】 特約保険期間中に病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当されたとき	特約高度障害年金1	—
	【年金月額上乘特約2】 特約保険期間中に病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当されたとき	特約高度障害年金2	—
	【年金月額上乘特約3】 特約保険期間中に病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当されたとき	特約高度障害年金3	—
災害死亡	【災害割増特約+傷害特約】 不慮の事故または感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金	—
災害高度障害	【災害割増特約】 不慮の事故または感染症により約款所定の高度障害状態に該当されたとき	災害高度障害保険金	—
障害	【傷害特約】 不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当されたとき ※支払限度：通算100%	障害給付金	—

※主契約および年金月額上乘特約は、将来の年金受取にかえて、未払年金の現価相当額を一括受取することができます。

※主契約の「収入保障年金」と「高度障害年金」、年金月額上乘特約の「特約収入保障年金」と「特約高度障害年金」、災害割増特約の「災害死亡保険金」と「災害高度障害保険金」は重複してお支払いしません。

※傷害特約の「災害死亡保険金」は、同一の不慮の事故において「障害給付金」をお支払いしている場合（請求を含む）には、その金額を差し引いてお支払いします。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態および約款所定の身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りま。



契約者 ご契約者様

被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

設計書

■ 受取方法に関する特約 ※特約保険料は不要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき、被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が年金・保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合、指定代理請求人が被保険者に代わって年金・保険金・給付金等を請求することができます。 ※保険契約者が法人かつ収入保障年金受取人の場合を除き、あらかじめ付加されます。

■ 保険料の払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に以下の保険料払込の免除事由に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

■ 「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由

悪性新生物(がん)	悪性新生物責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)以後に初めて約款所定の悪性新生物(がん)になったと診断確定されたとき (「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外)
急性心筋梗塞	責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき ・ 60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・ 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき
脳卒中	責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき ・ 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・ 脳卒中中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき



契約者 ご契約者様

被保険者

契約年齢：39歳 女性
生年月日：

試算表

試算表 (家族をささえる保険Keep[特定疾病保険料払込免除特則適用])

【契約時年金受取総額/一括受取金額】

	年齢 (歳)	収入保障年金額			一括受取金額 (万円)
		年金月額 (万円)	受取回数	年金受取総額 (万円)	
契約時	39	10.00	180回	1,800.00	1,677.30

【経過年数別試算表】※支払保証期間5年

経過 年数	年齢 (歳)	収入保障年金額			一括受取金額 (万円)	払込保険料累計 (円)	解約払戻金 (円) A	未経過保険料 (円) B	解約時払戻金 (円) C(A+B)
		年金月額 (万円)	受取回数	年金受取総額 (万円)					
1	40	10.00	169回	1,690.00	1,582.50	18,840	0	0	0
2	41	10.00	157回	1,570.00	1,478.00	37,680	0	0	0
3	42	10.00	145回	1,450.00	1,372.40	56,520	0	0	0
4	43	10.00	133回	1,330.00	1,265.50	75,360	0	0	0
5	44	10.00	121回	1,210.00	1,157.50	94,200	0	0	0
6	45	10.00	109回	1,090.00	1,048.30	113,040	0	0	0
7	46	10.00	97回	970.00	938.00	131,880	0	0	0
8	47	10.00	85回	850.00	826.40	150,720	0	0	0
9	48	10.00	73回	730.00	713.50	169,560	0	0	0
10	49	10.00	61回	610.00	599.50	188,400	0	0	0
11	50	10.00	60回	600.00	589.90	207,240	0	0	0
12	51	10.00	60回	600.00	589.90	226,080	0	0	0
13	52	10.00	60回	600.00	589.90	244,920	0	0	0
14	53	10.00	60回	600.00	589.90	263,760	0	0	0
15	54	10.00	60回	600.00	589.90	282,600	0	0	0

※上記の収入保障年金額、一括受取金額については、主契約の金額を表示しています。

※【経過年数別試算表】における金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています。

※一括受取金額とは、年金でのお受取りにかえて、未払年金の現価相当額を一括して受け取る場合の金額です。